

○羽生市介護サービス利用者負担額助成要綱

平成12年11月7日

告示第31号

改正 平成15年6月23日告示第9号

平成17年6月28日告示第27号

平成27年12月24日告示第50号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定による介護サービスを利用している低所得者に対し、当該サービスに係る利用者負担額の一部を助成することにより、低所得者の経済的な負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「訪問介護」とは、法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。

2 この要綱において「介護予防訪問介護」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。

3 この要綱において「第1号訪問事業」とは、法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。

4 この要綱において「第1号事業支給費」とは、法第115条の4第3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。

5 この要綱において「利用者負担額」とは、次に掲げる介護保険サービスの区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 訪問介護 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）の規定により算定した費用の額（現に要した費用の額が当該基準の規定により算定した費用の額を下回るときは、

現に要した費用の額) から法第 40 条第 1 号に規定する居宅介護サービス費及び同条第 2 号に規定する特例居宅介護サービス費を控除した額

(2) 介護予防訪問介護 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)の規定により算定した費用の額(現に要した費用の額が当該基準により算定した費用の額を下回るときは、現に要した費用の額)から法第 52 条第 1 号に規定する介護予防サービス費及び同条第 2 号に規定する特例介護予防サービス費を控除した額

(3) 第 1 号訪問事業 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)に準じて算定した費用の額(現に要した費用の額が当該基準により算定した費用の額を下回るときは、現に要した費用の額)から第 1 号事業支給費を控除した額

(対象者)

第 3 条 助成の対象者は、本市の介護保険の被保険者で、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者又は法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等であること。

(2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、助成を受けようとする介護サービスを利用する月の属する年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税が課されていないこと。

(3) 介護保険料の滞納がないこと。

(助成対象サービス)

第 4 条 助成の対象となるサービス(以下「助成対象サービス」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 訪問介護

(2) 介護予防訪問介護

(3) 第 1 号訪問事業

(助成の額)

第5条 助成の額は、助成対象サービスを利用した際に支払う利用者負担額の100分の40に相当する額とする。ただし、社会福祉法人による介護保険サービスに係る利用者負担額の減免を受けている者については、利用者負担額の100分の20に相当する額とする。

2 障がいの認定を受けている者が助成対象サービスを利用した際に支払う利用者負担額に係る助成の額は、前項の規定にかかわらず、利用者負担額の100分の70に相当する額とする。ただし、社会福祉法人による介護保険サービスに係る利用者負担額の減免を受けている者については、利用者負担額の100分の35に相当する額とする。

3 助成額に1円未満の端数があるときには、その端数金額は、切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする場合は、介護サービス利用者負担額助成申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 第1項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

3 第1項の申請は、助成を受けようとする助成対象サービスの提供者に対し、利用者負担額を支払った日の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、することができない。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、助成の可否を決定し、第3条に規定する助成の対象者であると認めるときは介護サービス利用者負担額助成決定通知書(様式第2号)により、助成の対象者でないと認めるときは理由を付して介護サービス利用者負担額助成却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成額の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(高額介護サービス費との調整)

第9条 助成対象サービスの利用者が高額介護サービス費（法第40条第11号に規定する高額介護サービス費をいう。以下同じ。）の支給を受けている場合は、第5条の規定により算定した助成の額から支給された高額介護サービス費を減額した額を支給するものとする。

2 第5条の規定により算定した助成の額が支給された高額介護サービス費を下回った場合は、助成しない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成15年6月23日告示第9号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の羽生市介護サービス利用者負担助成要綱は、平成15年7月以後の介護サービスから適用し、平成15年6月までの介護サービスについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月28日告示第27号）

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月24日告示第50号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前になされた利用者負担額の助成に関する手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

様式第2号（第7条関係）

羽生市介護サービス利用者負担額助成決定通知書

第 号
年 月 日

様

羽生市長



年 月 日付で申請のありました羽生市介護サービス利用者負担助成について、下記のとおり決定したので通知します。

記

介護保険被保険者氏名	
介護保険被保険者番号	
助成の内容	対象期間
	助成額 円
振込予定日	年 月 日

様式第3号（第7条関係）

羽生市介護サービス利用者負担額助成却下通知書

第 号
年 月 日

様

羽生市長



年 月 日付で申請のありました羽生市介護サービス利用者負担助成について、下記のとおり却下となりましたので通知します。

記

却下の理由	
-------	--

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）